

貿易手続

提出日：平成 17 年 6 月 21 日

提出先：財務省関税局総務課事務管理室

平成 17 年 6 月 21 日

財務省関税局総務課
事務管理室 御中

日本機械輸出組合
国際電子商取引円滑化委員会
委員長 福本 正憲

「税関業務・システム（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の
業務・システム見直し方針（案）」に対する意見

今般、御省より発表されました「税関業務・システム（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム見直し方針（案）」（以下「税関業務・システム見直し方針案」と略称）について以下の通り意見を申し述べます。なお、意見募集期間が極めて短期間であり内容検討に十分な時間が得られないことから、以下の意見をもって日本機械輸出組合国際電子商取引円滑化委員会の意見を全て表明しているものではないことについてご了解いただきたい。

記

1. 対象範囲について

今般の「税関業務・システム見直し方針（案）」では、「輸出入・港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針（案）」等の方針を踏まえ、見直し方針の対象として税関業務とそれに係るシステム（通関情報処理システム（NACCS）、税関手続申請システム（CuPES）、通関情報総合判定システム（CIS）、外郵便輸入事務電算処理システム（COMTIS）、貿易統計システム）が明示されている。

当組合では、わが国国際物流の全体最適実現のためには、既存システムや制度的枠組みを前提とするのではなく、グランドデザインを設計した上で見直しを行うべきであると予てより主張してきており、4月に発表された「輸出入・港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針（案）」に対するパブリックコメントにおいてもその旨要望した。この観点に照らして見ると、「税関業務・システム見直し方針（案）」の内容は、他省庁システム、民間システムとの連携、関税法改正や FAL 条約批准に伴う港湾関連諸制度の改正等を考慮に入れた全体最適の観点から方針（案）が策定されているとの印象が希薄であることから、以下を申し述べる。

輸出入・港湾手続のシングルウィンドウ・システム

2003 年 7 月から運用されているシングルウィンドウ・システムの計画発表の時点では、NACCS と港湾 EDI を接続し、いずれかのシステムに対して 1 回の入力・送信をすれば、関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続を行えるとされていた。しかし、現実には、港湾 EDI からログインしてできる業務と NACCS からログインしてできる業務の

範囲に差異があり、真のシングルウィンドウになっておらず、現在、その利用は進んでいない。このような省庁間の異なるシステムの単なる相互接続ではなく、貿易関連手続ワンストップ・ポータル・システムとして機能する真の意味でのシングルウィンドウ確立を、「税関業務・システム見直し方針（案）」の基本目標として明示すべきである。

NACCS の利用について

「税関業務・システム見直し方針（案）」では、2004 年実績として Air-NACCS、Sea-NACCS ともに輸出入許可のほぼ 100% を処理していると報告されている。貿易関係業務の電子化によりさらなる効率化を目指すとするならば、他の民間システムあるいは他の貿易関連システムとの接続による通関以外の業務プロセスとの連携が重要な要素になると考えられる。貿易手続・業務は、例えば輸出では、荷主側でのインボイスデータから始まり、フォワーダーからキャリアへ物流データが付加されて受け継がれていくプロセスであることを考えると、直接通関手続に携わることの少ない荷主等事業者も取り込んだ業務プロセスの効率化の視点を含めて、見直し方針を検討すべきである。

この点に関し、NACCS は、当初は荷主が接続できないこととされ、最近の更改において荷主も通関業務を行う者として接続できるようになってはいるものの、接続している荷主は少ない。これは、荷主の社内管理システム・物流システムとの連携・接続が十分図られていないことによる。

わが国国際物流オペレーションのさらなる効率化の観点からは、川上から川下まで通関手続きをも含めた物流全体を視野に置くべきであり、荷主としての業務資格により NACCS の接続資格を認めるとともに、荷主の社内システムとの接続も想定し検討するべきであると考ええる。

セキュリティ強化について

テロ対策としてのサプライチェーンのセキュリティ強化が国際物流に係る新たな問題となっており、貿易業務プロセス全体の電子化を促進することによって、セキュリティ強化と物流の効率化を両立することが喫緊の課題となっている。「税関業務・システム見直し方針（案）」では、このセキュリティ強化に対してどのように対応するかその検討方針が明示されていない。既に 24 時間ルールを実施している米国以外にも、EU の改正関税法、WCO の「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準枠組み」などでも事前申告ルールの導入が検討されていることから、わが国税関業務システムでもどのように効率的に事前申告ルール等に対応できるかを検討すべきである。

具体的には、荷主、フォワーダー、船社がそれぞれ NACCS に接続されて貨物情報を共有できるようにするとともに、税関当局にあっては輸入国税関当局と接続し関連情報を共有できる可能性も見直し方針に含めるべきであると考ええる。

2. 臨時開庁制度について

税関執務時間外に申告する場合は、臨時開庁を申請し、税関職員の臨時執務を伴うという理由から手数料負担が生じている。しかし通関申告そのものは NACCS により行なわれ、通関許可の中で最も比率の高い区分 1 許可は、NACCS において自動的になされていることから、現実には、税関職員は臨時執務に関与していない。さらに、関税法改正によってコンプライアンスが優良であると認められた特定輸出者についてはさらに区分 1 許可の比率が高まるものと考えられる。従って税関業務の見直しとして、区分 1 許可は時間外であっても臨時開庁制度を適用しないという運用を検討するべきであると考ええる。

3．意見募集期間について

今回の意見募集期間は、5稼働日と極めて短期間であり誠に遺憾である。

因みに、本年2月、米国商務省は自動輸出通関システム AES (Automated Export System) の利用規則改正案を発表し、併せてパブリックコメントの募集を行ったが、その募集期間として2月17日から4月18日まで約60日間を設定している。また、2003年7月に24時間ルールのための関税規則改正案を発表した際のパブリックコメント募集期間は、7月23日から8月22日までの約30日間であった。

貿易立国を標榜するわが国においては極めて重要な社会基盤システムであり、広く有意な意見を収集するべきであると考えられるところ、かかる短期間での意見募集の趣旨を測りかねるものである。

以上

担当 部会・貿易業務グループ 橋本 Tel 03-3431-9800